

重要事項説明書

見学・説明用

現在、コロナの影響により見学を見送っており、入所をお考えの方には大変ご迷惑をおかけしております。見学の際にお渡ししている『パンフレット』と、『重要事項説明書』をご覧いただけるよう掲載いたしますので、参考にしてください。

なお、保育方針・内容等にご理解いただける方は入所の申請をお願いいたします。申請書類は全て市に提出していただきますが、わらべを申請される方は、なでしこ保育園のホームページ内にある『入園申込整理票』のフォームに必要事項を入力のうえ送信してください。

社会福祉法人なでしこ会
なでしこ家庭保育室 わらべ



なでしこ家庭保育室「わらべ」重要事項説明

1 施設の目的及び運営の方針

なでしこ家庭保育室わらべは、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。当園は、保育の提供にあたっては入園する乳児及び幼児の最善の利益を提供するよう努めるものとする。当園は、家庭保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援等を行うよう努めるものとする。

また、なでしこ保育園・第二なでしこ保育園を連携施設とし、連携施設はわらべの日々の事業に支障のないよう最大限の配慮をする。連携施設は給食の搬入（第二なでしこ保育園）、代替職員の派遣、事業の合同開催、卒園後の児童の受け入れなどを請け負うものとする。なお卒園後の受け入れは、連携施設に限らず、法人内保育園と考えるが、緊密な連携のもとスムーズな移行を心がけるものとする。

2 提供する保育の内容等

当園は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

(1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、原則8時間の保育（朝8時30分～夕方4時30分）を提供するものとする。

(2) 時間外保育

朝8時～8時30分までと夕方4時30分～5時までを時間外保育とする。

(3) 送迎

園バスでの送迎は行わない。

(4) 食事の提供

連携施設（第二なでしこ保育園）より搬入の給食を提供する。また離乳食についても家庭と連携の上、第二なでしこ保育園栄養士と相談しながら進めていくこととする。

(5) その他保育に係る行事等

連携施設あるいは同法人内の保育園で行われる行事に積極的に参加することとする。保護者の行事も同様に考え、支障のない範囲で参加を促す。

3 事業運営主体

名 称	社会福祉法人 なでしこ会
所 在 地	熊谷市 柿沼921-9
電 話 番 号	048-521-5698
代 表 者 氏 名	理事長 門倉文子

4 利用施設

施設の種類	家庭保育室		
施設の名称	なでしこ家庭保育室わらべ		
施設の所在地	熊谷市柿沼988-1		
連絡先	電話番号 048-527-0880 F A X 048-527-0880		
管理者	市川 哲子		
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする0～2歳児クラスにあたる年齢の乳幼児		
利用定員	満2歳以上 当該年度4月2日現在満3歳未満の児童（3号・2号認定） 2人 満1歳以上満2歳未満の児童（3号認定） 2人 満1歳未満の児童（3号認定） 1人 ※ 計5名とするが、内訳はこれに限らない		
開設年月日	平成27年12月1日	認可年月日	平成27年12月1日
事業所番号	1120252000083		
実施する保育事業	家庭的保育事業		
職員への研修の実施状況	平成26年度埼玉県小規模保育事業等保育従事者等研修受講		
嘱託医	(小児科) 森医院こどもクリニック 森庸介 先生 (歯科) くろさわ歯科医院 黒沢誠人 先生		

5 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地全体面積	246.14 m ²	園庭面積	19.99 m ²
園舎構造	木造	延べ面積	92.47 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	12.8 m ²
ほふく室	1室	14.96 m ²
調理室	1室	9.43 m ²
職員室	1室	15.73 m ²
便所	1室	0.97 m ²
洗面所	1室	2.87 m ²

6 職員の設置状況

(1) 職種及び員数等

職 種	常勤	常勤者の有資格	非常勤	非常勤者の有資格	備考
管理者	1人	1人			
保育補助	1人	1人			

(2) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系（勤務時間帯）	備考
管理者	午前 8時30分～午後 5時00分	
保育補助	午前 8時00分～午後 4時30分	

7 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

開園日	月曜日～金曜日	
開園時間：月～金曜	午前 8時30分～午後 4時30分	
保育提供時間	午前 8時30分～午後 4時30分	
延長保育時間	午前8時～午前8時30分	午後4時30分～午後5時
休園日	土曜・日曜・祝祭日・その他法人が定めた休日	

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

○保育時間は認定にかかわらず上記時間の範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえ保護者ごとに個別に決定します）。

○なお、保育提供時間の範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、上記のとおり延長保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

○延長保育は原則として連携施設で行うものといたします。

8 一時預かり

一時預かりは実施しておりません。

9 給食等について

(1) 提供方針

年齢・発達に合ったものを、季節を感じられる食材と化学調味料を使わない丁寧な調理で提供する。

(2) 提供方法

搬入による

(3) 昼食・おやつ

午前のおやつ、昼食、午後のおやつを通して、食べることに意欲を持ち、自分で食べようとする気持ちを育て、食べることの楽しさを感じられるようにする。

(4) アレルギー等への対応

医師の指示書をもとに家庭・担任・栄養士と密に連携を取り合い、除去する食物を明確にし、他の子の食事と間違えずに提供する。

(5) 衛生管理等

手洗いを徹底し食材を取り分ける時など専用のエプロン・マスク・帽子を着用する。また食器の殺菌保管も徹底する。

1 0 保護者の負担について

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 実費徴収

保育料のほかに、保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。

・月刊絵本代 440円 (対象年齢 0歳以上)

・なかよし費 560円 (対象年齢 0歳以上)

(3) 延長保育料（利用した分のご請求となります）

月額 3,000 円 / 1 回 100 円のいずれか少ない方

(4) 支払い方法（実費徴収・延長保育料等）

集金は所定の集金袋にてわらべに直接お支払いいただきます。月初めに袋をお渡しますので、保育料と実費徴収費は 15 日までに当月分をお支払いください。延長保育料は前月分を翌月請求させていただきます。

1 1 当園と保護者の連絡について

当園での状況や家庭での状況を相互連絡するために連絡帳を活用します。また年に 4 回、わらべだよりを発行します。熊谷市保育課の保育メール「すぐメール」の活用もいたしますので、別紙をご覧の上、登録をお願いいたします。

1 2 当園利用に際しての留意事項について

(1) 欠席する場合、又は登園の時間が遅れる場合

お電話にてご連絡ください。

(2) お迎えが遅れる場合

お電話にてご連絡ください。

(3) お迎えの人が変わる場合

当日必ず事前にご連絡ください。確認ができないとお子さんをお渡しすることができません。

(4) 毎朝の体温等の確認

ご家庭で測定した体温を連絡帳に記入し登園をお願いします。37.5℃以上の熱がある時は、お預かりいたしかねますのでご了承下さい。また日中 37.5℃以上の熱が出た場合も、電話連絡をさせていただきますのでお迎えをお願いします。

(5) 投薬について

基本的に園では薬の服用は行っていません。やむを得ず医師の指示により投薬の必要な方のみお預かりしますが、確実に投薬するため以下の事項を必ずお守りください。

★医師に『お願い兼指示書』を書いてもらう。(有料の場合もあります)

★わらべ備え付けの投薬連絡票に必要事項を記入する。

★連絡帳にも薬があることを記入する。

★内服薬(1回分のみ)に名前(フルネーム)を明記し、ビニール袋に投薬連絡票と薬を一緒に入れ、登所時に必ず職員に手渡しする。

※「指示書がない場合」や「手渡しでない場合」、薬は飲ませられません。

(6) 予防接種について

病気に対する免疫を獲得する前の乳児が集団生活をしていますので、予防接種を計画的に行ってください。

1.3 利用の開始及び終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- ・連携施設への入園が決定したとき
- ・保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
- ・その他、保育の利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1.4 嘱託医について

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	森医院こどもクリニック
医 院 長 名	森 庸介
所 在 地	熊谷市石原100-1番地
電 話 番 号	048-599-3344

(2) 歯科

医療機関の名称	くろさわ歯科医院
医 院 長 名	黒沢 誠人
所 在 地	熊谷市柿沼916-12
電 話 番 号	048-525-9630

1.5 緊急時の対応

(1) 発熱：保護者へ連絡の上、迎えを待つ

(2) 事故：保護者へ連絡の上、必要であれば保育時間内に受診する

(3) 災害：保護者へ連絡の上、迎えが来るまで責任をもって預かる。

場合によっては連携施設にて保育をしながらお迎えを待つこともある。その際は電話連絡をするが、繋がらない場合は保育室玄関前に掲示をするなどして連絡手段とする。

1.6 非常災害対策

当園は、防火管理に努め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員で確認し合うとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

1.7 虐待防止のための措置

当園は、必要な知識と情報を得るために園内外の研修の実施参加に務めるとともに、利用子どもやその家族に関する情報を職員で共有し、必要に応じて連携施設や地域の関係機関との連携をとることにより、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止に務める。

1.8 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

窓口担当者	なでしこ保育園 副主任 大久保志保		
解決責任者	第二なでしこ保育園 園長 大谷光代		
ご利用時間	午前9時～午後5時		
電話番号 (FAX)	048-521-5698 (FAX 048-524-0822)		
苦情処理委員	原尻和美	電話番号	048-524-4997
苦情処理委員	岡田教子	電話番号	048-523-7174
苦情処理委員	五島孝枝	電話番号	048-524-9527

1.9 その他特記事項

防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 (有) ・ガス漏れ報知機 (有) ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 (有) ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

20 賠償責任保険・他の加入について

- (1) 保険会社 損害保険ジャパン株式会社
- (2) 保険の種類 賠償責任保険・普通傷害保険
- (3) 保険金額 100,000,000円・25,000,000円

21 年間行事予定表

月	内 容	
5月	図書貸出開始	◎ 毎月の行事 お誕生会、お楽しみおやつ
6月	歯科, 内科健診	
8月	七夕のお集まり	
9月	祖父母参観	
10月	運動会	◎ 随時受付 保護者の一日保育士体験
11月	秋まつり	
12月	クリスマス会	
2月	豆まき, 造形展	

※感染症等の影響により変更になる場合があります。

22 かみつきひっかき・怪我について等

1歳頃になると自我が芽生えてきて、イヤ、ダメ、自分で！が増えてきます。この頃はまだ言葉もままならず自分の思いを正確に伝えることが難しい時期と言えます。そういう中で、思わず他のお子さんにかみついてしまったり、ひっかいてしまったり、ということが起きます。ご家庭でもそういった姿が見られるかもしれません。

園では子どもの行動にできる限り目を配り、その都度一人一人の気持ちを受け止め、その子に応じて根気よく待ったり教えたりしていき、かみつきやひっかきでない形で表現できるよう促していきます。見守っていく中で、かみつき、ひっかきが起きたり、起きそうになった時は、保護者の皆さんにもきちんとお伝えしていきます。

かみつき以外にも怪我は起こります。子どもは毎日新しいことができるようになっていきます。新しいことに興味を持ち、新しいことに挑戦しようという気持ちが育っていきます。そういった育ちを保障しながら「命の危険にさらされること」からはしっかり守っていくことを方針として保育にあたります。

定員5名といえども集団保育です。感染症や乳幼児突然死症候群（SIDS）のリスクもあります。園での取り組みをお伝えするとともに私どもも勉強していきますが、保護者の皆様からのご意見は謙虚に受け止め今後に活かしてまいりますので、気になることは何でも伝えていただき、安全な環境作りを心がけて参ります。